

県・市町村間行財政システム改革推進協議会 平成 23 年度の取組の概要

1 権限移譲の実施について

県・市町村間の協議を踏まえ、事務処理の特例に関する条例に基づき、新規に事務を移譲するとともに、移譲対象市町村や移譲対象事務を追加し、県から市町村への権限移譲を実施した。

平成 23 年度の移譲項目数は、以下の 8 項目。

| | | |
|---|------------------------|---------------------|
| 1 | 既に移譲済みの項目に対象市町村を追加するもの | 7 項目 (うち書類の経由 1 項目) |
| 2 | 既に移譲済みの項目に対象事務を追加するもの | 1 項目 |
| | 計 | 8 項目 |

平成 23 年度中に決定した平成 24 年度の移譲項目数は、以下の 11 項目。

| | | |
|---|------------------------|----------------------------|
| 1 | 新規に移譲するもの | 3 項目 |
| 2 | 既に移譲済みの項目に対象市町村を追加するもの | 3 項目 |
| 3 | 既に移譲済みの項目に対象事務を追加するもの | 6 項目 (うち 1 項目は上記 2 と同一の項目) |
| | 計 | 11 項目 |

2 包括的権限移譲の仕組み (チャレンジ市町村制度) について

平成 23 年度においては、前年度に引き続き、検討対象権限の「リスト」と翌年度の移譲に向けた協議対象の「メニュー」について、県・市町村の実務担当者による意見交換会等を経ながら、さらに検討を加え、拡充を行った。

3 市町村への権限移譲の法制化に向けた基本的な対応について

地方分権改革における市町村への権限移譲については、平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱 (以下「大綱」という。) を踏まえ、所要の一括法が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、原則として平成 24 年度から、多くの事務が県から市町村に移譲されることとなった。

このような国の動きに対応し、県・市町村間行財政システム改革推進協議会（以下「協議会」という。）では、大綱の完全移譲（法制化される事務に係るもの）や、地方分権改革推進委員会における第1次勧告のフルサポート（法制化されない事務で、本県独自に移譲を進めるもの）を基本とした「移譲推進事務」をとりまとめ、これを「リスト」及び「メニュー」に反映し、併せて「地方分権改革に伴う市町村への権限移譲方針」を策定した。

4 市町村の広域連携の推進について

協議会において、「広域連携事務」の趣旨等について確認し、県として権限移譲を活用した広域連携が可能と考える事務について広域連携事務の一覧として提示した。

一方で、広域連携への財政的支援の重点化については、平成23年5月に設置した財政部会において県及び33市町村の財政主管課実務担当者により制度運用の詳細について検討が行われ、市町村振興メニュー事業補助金及び市町村振興資金貸付金の見直しを行い、平成24年度より実施されることとなった。

5 協議会における部会の解消について

協議会に設置された4部会（指定都市等検討部会、特例市等検討部会、町村検討部会及び財政部会）については、所期の目的を達したことを踏まえ、平成24年3月30日をもって解消した。